

市政だより

# おおむら

選挙啓発  
特集号



きれいな選挙で  
明るい社会

明るい選挙は、選挙のときばかりでなく、選挙がない  
ふだんのおときから、私たち有権者の一人ひとりが心が  
けることにより、実現されるものです。

同時に、選挙のしくみについても、もっとよく知るこ  
とが大切です。

大村市選挙管理委員会  
大村市明るい選挙推進協議会



# 「一票」の価値を自覚しましょう

私たちの願いは政治や行政の中で実現されます

私たちは、満二十歳に達する選挙権が与えられ、投票することによって選挙(政治)に参加することができます。

これは、今日では誰でも知っていることですが、今のよな選挙の制度ができたのは比較的新しく戦後のことです。私たちは、日々生活していく中で、誰でも、それぞれの生活が豊かになることを願っています。

また、一人ひとりの生活が豊かになるとともに、私たちを取りまく社会環境が一層よくなってほしいと願っています。この私たちの願いは、政治や行政によって実現されます。

選挙は私たちが政治や行政に参加する機会です

こういう私たちの願いを反映させるしくみとして、国会があり、地方自治制度があり

ます。そして、私たちが国政や地方自治に直接参加し、それぞれの意見を表明するものも重要な機会が選挙です。

私たちは、自分たちの生活や社会について不満をいざととき、この選挙の意義を今一度見つめなおす必要があるのではないのでしょうか。

私たちは、それぞれの願いを、選挙における一票に託しています。その一票の力はたとえ小さくても、長い目で見て、私たちの住んでいる社会

## 主役は私たち国民です

国の政治に国民が参加して国民の意志によって、政治が行われることを民主主義とい

います。これは、主権が国民にあるということ、国の政治を決定する最高の権力が国民にあるということ、ここには選挙の

わが国の憲法では、この民主主義の原則である国民主権を明確に定め、議会を通じて

を良くしていくための「一票」であることを、信じる必要があります。

私たちの代表の良し悪しは私たちが自身の政治に対する意識によってきまります。

高い意識をもった選挙人の中から、優れた代表者が生まれます。この意味で、まず私たち自身が、自分で政治や



社会を見つめる高い意識を養っていかねばなりません。日頃から「選挙道義」を身につけましょう

さらに、私たちが真剣に良い代表を選挙しようとしても選挙に買収供応などの不正があれば、私たちの真の代表者を選ぶことが困難となります。選挙の腐敗をなくし、明るい選挙を実現するためには、

が、民主政治を発達させるかなめでもあります。

## 地方自治とは

地方自治とはその地方に関することがらを、そこに住む住民が自分たちの意思と責任で処理するという、地方政治のやり方のことをいいます。

具体的にいって、地方公共団体(県や市町村)の問題については、国の手によらず、そこに住む住民が選挙で選んだ代表者で構成される地方議会(県

何よりも重要なことは、選挙の真の主役である私たち一人ひとりが、選挙道義を身につけて、清い一票の価値を十分に自覚する以外にはありません。

明るい選挙を行うためには私たちの一票が正しく生かされるのが前提となります。私たちはそのための努力を怠ってはなりません。

「知事や市町村長」がこれを実施するという制度です。私たちは、まずもつとも身近な県や市の行政によって民主主義の目を養い、さらに国の政治にも目を広げていくことが大切です。

### 公職とは

公職選挙法に定められている公職とは、国会議員、知事、市町村長、県や市町村議会の議員をいいます。これらの公職は、私たちが選挙によって選びます。任期は、参議院議員が六年のほかはすべて四年となっています。

### 話題

ある祝賀会に招きをうけた二十人が、Aさんの考えで「それぞれ酒を五合づつ持ちよって、それを一斗樽に一緒につめて」出席しようということに決めました。ところがAさんは、日ごろの悪いくせで、「オレ一人ぐらい水をつめていっても、どうせみんなと一緒にまぜるのだから分るまい」と考え、何くわぬ顔で、五合の水を樽につめ込みました。さて、祝賀会でこの酒を皆で飲んだわけですが、酒を飲めばすぐ赤くなるBさんでさえ、いくら飲んでみても顔、酒に強いCさんにいたっては、まったく浮かぬ顔をしていました。

何のことはない、みんなが「オレ一人ぐらいは、いいだろう」と考えて、水をつめたからという話です。選挙においても、この話しのように、「自分一人ぐらいは」という気持になつて、大事な一票をおろそかにするということ、このコントは教えられているのではないのでしょうか



# 選挙運動とは

選挙運動、だれでも知っている言葉です。その内容についてご存じですか。ここで、そのあらましについて説明します。

選挙運動とは、むずかしくいいますと特定の選挙について特定の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるために、直接または間接に、必要かつ有利な行為をいうものとされています。つまり、当然のことながら、特定の候補者の当選を最終目的とするものです。

事前運動は禁止されています。

選挙運動ができるのは、立候補届をすませたときから投票日の前日までです。

## 社交的行為

年賀、暑中見舞、退官あいさつ、転居あいさつなど、いわゆる社交的な行ないで、通常の時期、方法で、通常の内容により行われる限り、事前運動とはなりません。

## 選挙運動

時期、方法、内容、対象などから、投票獲得の意図が認められるときは、選挙運動となり、事前運動となることがあります。

義主張なりについて、あらゆる手段を通じて強力に伝え、あるいは、自分を認識させる必要があります。

この方法は、公職選挙法の定めるところにより行われますが、大別すると、文書図画と言論による選挙運動の二つに区分されます。

- ◎文書図画による選挙運動
  - ・選挙用通常葉書の頒布
  - ・新聞広告掲載
  - ・選挙運動用ポスター
  - ・選挙事務所、選挙運動用自動車(船舶)、個人演説会場などに使用するポスター
  - ・立札、ちようちん、看板の類

## 寄附の禁止は

寄附の要求の禁止でもありません。

贈ってはいけません  
求めてはいけません  
受けとっては  
いけません



規制にしたがったものでなければなりません。◎言論による選挙運動

個人演説会、街頭演説、幕間演説、連呼行為、個々面接、電話による選挙運動などがありますが、これも一定の規制に当たったものでなければなりません。

## 選挙公営

公職選挙法では、金のかからない選挙を実現し、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、選挙公営制度を採用しています。

選挙公営とは、国や県、市町村がその費用を負担して、候補者の選挙運動を行ったり、公職の候補者あるいは公職の候補者となろうとする人および現在公職に就いている人は、自分の選挙区内にある人に対し、どのような名目であろうとも、寄附をすることが禁止されています。

便宜を供与するなどの制度でその主なものは次のとおりです。

立会演説会、選挙公報、公営施設使用の個人演説会、ポスター掲示場、候補者など

開票のとき、無効投票とされるもので多いのは、候補者でないものの氏名を書いたもの、白紙投票、候補者の氏名のほかに余分なことを書いたものなどです。

## 貴重な一票をムタにしないために

投票用紙には候補者の氏名だけをハッキリと。せっかく投票所に出かけて投票したものが、無効投票と判定されてはなさないことです。無効投票では投票しなかったのと同じ結果になります。

それでは、貴重な一票をムダにしないためには、どのよの他のいろいろな行事の寄附や、香典、祝儀、花輪なども寄附として禁止されます。

かし候補者等ばかりに寄附をしてはならないといくら言っても私たち選挙人が、寄附を欲しがったり、直接要求する

どの氏名掲示、政見放送、経歴放送、新聞広告、選挙用通常葉書の交付。

ただし、選挙の種類によって、実施するものと実施しないものがあります。

公職選挙法では、無効投票として七項目を定めています。ただし、氏名のほか、職業

身分、住所、敬称の類を記載した投票は無効投票として取り扱わないこととされています。

また、できるだけ氏名を書いてください。氏だけを書いたときは、按分票になります。

そこで公職選挙法では、寄附を禁止するとともに、寄附を要求することも禁止しています。

候補者等ばかりでなく私たち自身も、このことを自覚しなければなりません。



# 選挙の知識

はげしいファイトがぶつかりあうスポーツ、意外にケガが少ないのはなぜでしょう。それはルールがあるからです。このルールがあるからこそ、秩序正しく試合が運ばれ、みんなが楽しくスポーツに参加できるのです。

選挙にルールがあるのも同じ趣旨にもとづくものです。候補者はもちろん、私たち有権者もこのルールを知り、そして守らなければ、公正な選挙は実現しません。このルールが公職選挙法です。

このために、収支報告書の制度があるわけです。

あなただけが知っている

選挙法では、自由な投票ができるよう、秘密投票をたて

**法定選挙費用**

選挙運動の大きなルールの一つに、選挙運動に使うお金

これは、公正、平等な条件で選挙運動を行えるよう費用



財団法人 明るい選挙推進協会  
 熊野町 明るい選挙推進協議会

を制限していることで、この制限額を法定選挙費用といえます。

法定選挙費用は、有権者の数と、選挙の種類に応じて定められ、この制限された費用額を超えて使えば たとえ当选しても、当選が無効になることがあります。

このために、収支報告書の制度があるわけです。

あなただけが知っている

選挙法では、自由な投票ができるよう、秘密投票をたて

選挙法では、自由な投票ができるよう、秘密投票をたて

まえとしています。したがって、誰に投票したかは、本人以外に絶対にわからないことになっていきます。

## 選挙権

選挙において、投票することが出来る資格をいいます。

この選挙権は、日本国民で満二十歳以上になると、犯罪などの失格者を除けば平等に与えられますが、県や市町村の議員と、長の選挙については、その地方公共団体に属する市町村に、引き続き三カ月以上住所を有していることが必要です。

## 被選挙権

選挙において、候補者となることができる資格をいいます。

この被選挙権は、犯罪などの失格者を除けば平等に与えられますが、公職の種類によって、つぎのとおり年令要件が異なります。

- ▽参議院議員と知事 年令満三十歳以上の者
- ▽衆議院議員、県や市町村の議会議員、市町村長 年令満二十五歳以上の者

## 選挙人名簿

選挙の際、投票をするときは、選挙人を確認する必要がある。

あります。

このため、あらかじめ選挙権のある人を登録しておく簿冊を、選挙人名簿といいますが、選挙権があってもこの名簿に登録されておられないと、投票することができないことになっていきます。

今の制度では、一度選挙人名簿に登録されますと、登録資格に異動がない限り、永久

## 禁止されている

に登録されることになっていきます。

選挙人名簿に登録されるためには、選挙権がある人で、つぎの条件をそなえていることが必要です。

- ①その市町村の住民基本台帳に記録されてから引き続き三カ月以上住所を有していること
- ②犯罪などの欠格事項に該当しないこと。

## 選挙運動

**▽戸別訪問**

これは、選挙人の家を訪問して投票の依頼をするような行為で、買収などにつながる犯罪がおこりやすく、違法行為の代表的なものです。

**▽飲食物の提供**

飲食物の提供は、誰がする場合も禁止されます。候補者や運動員が第三者に提供するものはもちろん、第三者がいわゆる陣中見舞として飲食物を提供することも禁止されています。ただし湯茶およびこれに伴わない通常用いられる程度の菓子や

## 連呼行為

規定の範囲で、選挙運動員や労務者に弁当を提供することは認められています。

演説会場や街頭演説の場所又は午前七時から午後八時までの間選挙運動用自動車(船舶)上などとするとき以外は禁止されます。

このほか、候補者以外の者がする演説会、選挙運動に関する署名運動、当選人を予想する人気投票の経過又は結果の公表、氣勢を張る行為、放送設備利用などの選挙運動は禁止されています。